

重要事項説明書

株式会社康臨丸
訪問看護ステーション和来 のなみ

2024.6

指定訪問看護の重要事項説明書

あなたに対する訪問看護の提供開始にあたり、厚生労働省令第37号の第8条に基づいて、事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	株式会社康臨丸
所在地	愛知県知多郡東浦町森岡字取手 22-1 D 号室
代表者名	代表取締役 佐々木 航
電話番号	電話：0562-84-8588 ファックス：0562-84-8589

2. 事業所概要

事業所名称	訪問看護ステーション和来 のなみ
指定番号	2361690288
所在地	愛知県名古屋市天白区野並 3-418 ダイトウビル 303
電話番号	電話：052-848-6572 ファックス：052-848-6873

3. 事業の目的と運営方針

[事業の目的]

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

[運営の方針]

- 訪問看護ステーション和来 のなみ（以下、本事業所という）の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援する。
- 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市区町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 本事業所は、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業実施体制の整備に努める。

4. 本事業所の職員体制（2024年6月1日現在）

職種	常勤	非常勤
管理者（看護師）	1名	
看護師	5名	1名
准看護師		
作業療法士	2名	1名
事務員	2名	1名

5. 訪問看護の内容

【訪問看護計画の作成】

- 事業所は利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、主治医の指示書及び介護支援専門員の作成した居宅サービス計画書に沿って、訪問看護計画書を作成します。

【訪問看護の提供】

- 訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供、評価し訪問看護報告書を作成します。
- 具体的な訪問看護の内容
 - ① 病状・障害の観察

- ② 精神、心理的なサポート
- ③ 清潔の保持
- ④ 食事および排泄等日常生活の世話
- ⑤ 床ずれの予防・処置
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ ターミナルケア
- ⑧ 認知症患者の看護
- ⑨ 療養生活や介護方法の指導
- ⑩ カテーテル等の管理
- ⑪ その他医師の指示による医療処置

6. 営業時間

営業日・営業時間	月曜日～金曜日（国民の休日、12月29日～1月3日は除く） 午前9時から午後6時
----------	---

7. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	天白区、瑞穂区、南区、緑区の全域
------------	------------------

※実施地域は交通費無料。実施地域以外も事務所から7km以内は交通費無料。実施地域以外では、事務所から7kmを越えた地点から、1kmあたり100円で計算。（料金表参照）

8. 利用料

○利用料として介護保険法第41条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用もしくは、医療保険で定める報酬に基づいたサービスにかかる額の支払いを利用者からうけるものとします。

○利用者は、当事業所料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料および、サービスを提供する上で別途必要になった費用を支払うものとします。

○利用料金の支払い方法

毎月、15日前後に前月分の請求書をお渡しします。

利用料は1ヶ月単位とし、当該月の利用料は、翌月27日に利用者が指定する口座から毎月27日に振替えます。（27日が土・日・休日の場合は、その翌日）

※キャンセル料

訪問看護の利用中止については、前日までにご連絡をいただければ、予定されたサービスを変更または中止することができます。

ご連絡をいただく時間	キャンセル料
前日までにご連絡をいただいた場合	不要です
当日、訪問までのご連絡	1提供あたりの料金100%を請求いたします
訪問までにご連絡のない場合	1提供あたりの料金100%を請求いたします

※ただし、ご利用者の急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

9. 緊急時等の対応方法

訪問看護の提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、ご家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

10. 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知りえたご利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

11. 高齢者虐待防止

本事業所は、利用者様の虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に十分に周知します。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報します。
- (6) 成年後見制度の利用を支援します。

12. 相談・苦情対応

本事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順は以下の通りです。

(1) 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置

- ① 連絡先 訪問看護ステーション和来 のなみ 電話:052-848-6572 FAX:052-848-6873
- ② 担当者名 管理者 百武 純
- ③ 受付時間 9:00～18:00
- ④ 担当者不在の場合の対応 電話を受けたスタッフが対応。速やかに担当者へ連絡。

営業時間外は担当者携帯電話へ転送電話で対応。

(2) 苦情を受付けた場合、苦情内容を正確に苦情処理受付簿に記入し、事業所で定めた次の処理手順に基づき、迅速に対応します。

- ① 苦情原因の把握・・・当日又は時間帯によっては翌日
受付けた苦情内容を確認するとともに、今後の対応や予定を説明し了解を得ます。場合によっては利用者宅を訪問します。また、速やかに解決を図る旨を伝言します。
- ② 検討会の開催
苦情内容の原因を分析するため、関係者の出席のもと、対応策の協議を行います。
- ③ 改善の実施
利用者に対し、対応策を説明して同意を得ます。
改善を速やかに実施し、改善状況を確認します。
(損害を賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行います。)
苦情の内容によっては、行政窓口等を紹介します。(17に記載)
- ④ 解決困難な場合
保険者に連絡し、助言・指導を得て改善を行います。また、解決できない場合には、保険者と協議し国保連への連絡も検討します。
- ⑤ 再発防止
同様の苦情が起らないように苦情処理の内容を記録し、従業者へ周知するとともに、研修などの機会を通じて、再発防止に努め、サービスの質の向上を目指します。

(3) 本事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了日から5年間保存します。

1 3. 事故発生時の対応

- (1) 本事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 本事業所は、前項の事故の内容等について記録し、当該利用者の契約終了日から5年間保存します。
- (3) 本事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

1 4. 個人情報保護に関する方針

訪問看護ステーション和来 のなみ は、個人情報保護に関する法律を遵守して、個人の権利・利益を保護するために次のとおり個人情報保護に関する方針を定めて実施します。

- (1) 個人情報は適正な取得に努めます。
 - (2) 個人情報の安全管理体制を整備します。万が一、漏洩、紛失、不正アクセス、破壊など問題発生時には速やかに対処します。
 - (3) 従業者への個人情報保護に関する教育を徹底します。また雇用契約時に離職後も含めて守秘義務を遵守させます。
 - (4) 個人情報は利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱うことはありません。利用目的を達成するためには、正確・最新の内容を保ちます。通常必要と考えられる個人情報の範囲は訪問看護の提供に必要な情報です。
- なお、利用目的の中で同意しがたい事項がある場合は、いつでも変更しますので意思表示をしていただきます。意思表示がない場合は同意が得られたものとします。
- (5) 個人情報を第三者に提供する際は、予めご本人の同意を文書で得ます。
- ただし、他の事業者ではあるが、都道府県等外部監査機関など第三者に該当しないため同意を文書で得ないことがあります。
- (6) 個人情報の開示を求められた場合は、当訪問看護ステーションの情報提供の手続きに従って開示します。
 - (7) ご質問やご相談は、下記担当者がお受けします。

相談窓口担当 株式会社康臨丸 訪問看護ステーション和来 のなみ 管理者 百武 純

1 5. 訪問体制

同一法人の別事業所の看護師・作業療法士が訪問をする場合があります。

1 6. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者評価実施はしておりません。

1 7. サービスご利用に際してのお願い

- (1) お茶やお菓子など、お心付けなどは一切ご不要です。
- (2) 訪問の際はペットをゲージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いします。スタッフ及びスタッフの所持品をペットが噛む・引っ掻くなどあった場合、治療費や修繕費のご相談をさせていただく場合がございます。
- (3) 見守りカメラの設置、職員の写真・動画の撮影をする場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けてください。
- (4) ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。
- (5) 訪問中の喫煙及び飲酒はご遠慮ください。

サービス利用にあたっての禁止事項について

- (1) 職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。

(3) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS 等に掲載すること。

18. 苦情申し立て窓口

[介護・医療・精神共通]

訪問看護ステーション和来 のなみ	TEL : 052-848-6572 fax : 052-848-6873 担当者名 管理者：百武 純 ご利用時間 午前 9 時～午後 6 時
愛知県医療安全支援センター（苦情相談センター）	原則として電話又は面接（面接は予約制） TEL : 052-954-6311（ダイヤルイン）
愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情相談室	TEL : 052-971-4165 ご利用時間 午前 9 時～午後 6 時

[介護・医療]

被保険者の各区介護保険課の窓口	天白区 天白区保健センター TEL : 052-803-1111 瑞穂区 瑞穂区保健センター TEL : 052-837-3241 南区 南区保健センター TEL : 052-614-2811 緑区 緑区保健センター TEL : 052-891-1411 名古屋市役所 介護保険係 TEL : 052-972-2539
ご利用時間 午前 9 時～午後 5 時	

[精神]

被保険者の各区障害福祉課の窓口	天白区 障害福祉係 TEL : 052-807-3911 瑞穂区 障害福祉係 TEL : 052-852-9220 南区 障害福祉係 TEL : 052-823-9392 緑区 障害福祉係 TEL : 052-625-3886 名古屋市役所 医療係 TEL : 052-972-2634
ご利用時間 午前 9 時～午後 5 時	

株式会社康臨丸

訪問看護ステーション和来 のなみ

愛知県名古屋市中区天白区野並 3-418 ダイトウビル 303

管理者 氏名 百武 純 印

説明日 年 月 日

説明者 _____

重要事項について説明を受けました。

氏名 _____

代理人氏名 _____

訪問看護料金表(介護保険)

1単位:11.05円(名古屋市→3級地)

		訪問看護					介護予防訪問看護				
		単位数	金額	負担額 (1割)	負担額 (2割)	負担額 (3割)	単位数	金額	負担額 (1割)	負担額 (2割)	負担額 (3割)
訪問 看護 費	20分未満	314	3,469円	347円	694円	1,041円	303	3,348円	335円	670円	1,005円
	30分未満	471	5,204円	521円	1,041円	1,562円	451	4,983円	499円	997円	1,495円
	30分以上60分未満	823	9,094円	910円	1,819円	2,729円	794	8,773円	878円	1,756円	2,562円
	60分以上1時間30分未満	1,128	12,464円	1,247円	2,493円	3,740円	1,090	12,044円	1,205円	2,409円	3,614円
	理学療法士 A 1回あたり20分 ※1	294	3,248円	325円	650円	975円	284	3,138円	314円	628円	942円
	作業療法士 B 1回あたり40分(A×2回)	588	6,494円	650円	1,300円	1,950円	568	6,276円	628円	1,256円	1,884円
	言語療法士 C 1回あたり60分(A×3回)	793	8,762円	877円	1,753円	2,629円	426	4,707円	471円	942円	1,413円

※1 1日に3回以上訪問看護 I 5を行う場合(C)、1回につき所定単位数に90/100を乗じた単位数で算定する。
介護予防訪問看護では1日に3回以上訪問看護 I 5を行う場合(C)、1回につき所定単位数に50/100を乗じた単位数で算定する。
※2 早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)は25%増。深夜(午後10時～午前6時)は50%増。
但し、緊急訪問の場合は特別管理加算対象者のみに2回目以降加算される

		単位数	金額	負担額 (1割)	負担額 (2割)	負担額 (3割)
加 算	○サービス提供体制強化加算 I (1回につき)※1	6	66円	7円	14円	20円
	○サービス提供体制強化加算 II (1回につき)※2	3	33円	4円	7円	10円
	○緊急時訪問看護加算 I (月1回)	600	6,630円	663円	1,326円	1,989円
	○緊急時訪問看護加算 II (月1回)	574	6,342円	635円	1,269円	1,903円
	○特別管理加算 I (月1回)	500	5,525円	553円	1,105円	1,658円
	○特別管理加算 II (月1回)	250	2,762円	277円	553円	829円
	ターミナルケア加算(適応時)	2,500	27,625円	2,763円	5,525円	8,288円
	○長時間訪問看護加算	300	3,315円	332円	663円	995円
	○複数名訪問加算 I	30分未満	254	2,806円	281円	562円
		30分以上	402	4,442円	445円	889円
	○複数名訪問加算 II	看護補助30分未満	201	2,221円	223円	445円
		看護補助30分以上	317	3,502円	351円	701円
	○退院時共同指導加算	600	6,630円	663円	1,326円	1,989円
	○初回加算 I	350	3,867円	387円	774円	1,061円
	○初回加算 II	300	3,315円	332円	663円	995円
	訪問看護・介護連携強化加算(月1回)	250	2,762円	277円	553円	829円

※1 勤続7年以上の者が30%以上の場合算定 ※2 勤続3年以上の者が30%以上の場合算定
○印は介護予防にも算定できる加算

◎運営規定で定めたその他の費用(利用者負担)

その他	交通費	実施地域は交通費無料。実施地域以外も事務所から7Km以内は交通費無料。実施地域以外では事務所から7Kmを超えた地点から1Kmあたり100円で計算。公共交通機関利用は実費。
	※永眠時の処置代(医療機器の除去、保清、エンゼルメイク、着替え等) 10,000円	
	※日常生活用具、物品、材料費は実費とさせていただきます。	

◎通常のサービス提供を超える費用(利用者負担10割分)

介護保険外サービス	介護報酬の告示上の額と同額とします。	区分支給限度額を超えてサービスを利用したい場合など介護保険枠外のサービス
-----------	--------------------	--------------------------------------

